

主要農作物種子法廃止に伴う参議院附帯決議の履行を求める意見書

第193回通常国会（平成29年）において、主要農作物種子法（以下「種子法」）の廃止法案が可決成立し、本年3月末をもって種子法は廃止されました。

このことにより、稲・麦・大豆といった主要農作物の原種種子を100%国内生産でまかなうという法的根拠が失われることになりました。とりわけ基幹作物としての稲は、種子価格の高騰、優良品種の維持や開発、品種の多様性などの面で危機的な影響が懸念されます。

外国資本を含めた民間参入による品質の淘汰や独占が危惧されるほか、長期的にみれば、遺伝子組み換え種子企業の参入による食の安心安全への影響、地域条件に適合した品種の維持や開発などの取り組みの衰退が心配されます。

岐阜県では、主要農作物の生産性の向上及び品質の改善を図ることを目的とし、「主要農作物種子生産対策実施要綱」を制定・施行し、引き続き優良品種の選定とその種子の安定供給に向けた取り組みをしております。

そこで種子法廃止にあたり、参議院農林水産委員会では附帯決議が採択され「優良な種子の流通確保」「都道府県への財源確保」「種子の国外流出の防止」「種子の独占による弊害の防止」等が求められています。

国においては、主要農作物の種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることのないよう附帯決議を確実に履行するとともに、農業者等の不安払拭のために、必要な措置を講じるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年10月1日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣